

発行日:令和2年2月4日 発行元:日本維新の会

連絡先:ミノベテルオ事務所(大阪市北区東天満2-5-20 古林ビル5F Tel 06-6351-1258)

われわれ維新の会は、政治家自身が率先して身を切ることによって、国家公務員の人件費削減等、国ではほとんど進んでいない行政改革を前進させていきます。

第201回国会 日本維新の会提出 議員立法一覧

	1	
	<u> </u>	概要
1	公職選挙法の一部を改正する法律案	政党の選挙区支部について、政治家本人、後援団体同様に、当該選挙区内の者への寄付 を禁止する。
2	政治資金規正法の一部を改正する法律案	政治資金を個人的支出に使用することを禁止し、これに該当するかを調査する第三者機 関を設置する。
3	租税特別措置法の一部を改正する法律案	政治家からの政治団体等への寄付につき、税制上の利益を享受できないようにする。
4	政治資金規正法の一部を改正する法律案	政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄付を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止する措置を講ずる。
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する 法律の一部を改正する法律案	国会議員の文書通信交通滞在費の使途を議長に報告し、議長は報告により使途を公開する。
6	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する 法律の一部を改正する法律案	国会議員の歳費及び期末手当を2割削減する。東日本大震災時の前例のある現実的な削減幅として、法案成立を目指す。
7	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する 法律の一部を改正する法律案	国会議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することを可能にする。
8	国家公務員の人件費の総額の削減の推進に 関する法律案	人員削減(出先機関等)と給与削減(人事院勧告方式の見直し等)により、国家公務員 の総人件費を2割削減する。
9	大規模災害からの復興に関する法律の一部 を改正する法律案	大規模災害からの復興のための国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費等の削減、国家公務員の人件費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらないものとする旨を法律に明記する。
1 0	地方自治法の一部を改正する法律案	①議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 ②政務活動費を交付することとする場合においては、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。
11	国会における各会派に対する立法事務費の 交付に関する法律の一部を改正する法律案	立法事務費について、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合には、交付しないこととする。
1 2	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する 法律の一部を改正する法律案	各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止することとする。
1 3	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案	裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとする。
1 4	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律案	議員秘書の通勤手当について、一般職公務員の例に準じて支給することとする。
1 5	公職選挙法の一部を改正する法律案	国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を 218人とするとともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて十一の選挙区とする選挙制度を導入する。



堀川ふれあい喫茶訪問。チームワークいいですね!



2020.1.9

2020.1.25

天満駅での街頭演説(高山議員と) 大きなご声援に手を振ってお応えしました。



2020.1.25 豊仁地域新年互礼会に出席 掲示してくださった私の メッセージの横で、「河内 おとこ節」を気持ちよく 歌わせていただきました。



本庄地域の新年互礼会に出席

同級生のY君に遭遇。

鴫野駅での朝活(紀田議員と)

1月20日から第201回通常国会が開催されましたが、維新以外の野党は相変わらず「桜を見る会」の 追及一辺倒です。これもいつまでやっているのかうんざりしますが、この中で公文書の管理だけは しっかりとやるべきであることから、我が日本維新の会は議員立法で提案してまいります。(表面参照)

公職選挙法違反の疑惑で大臣を辞任した河井議員や菅原議員が何ヶ月も国会を休み歳費だけを 受け取っている状態は言語道断です。議員として説明責任を果たすのは当然であると考えます。

また現在、日本国内でも新型コロナウイルスの感染者が出ているにも関わらず、国民が必要としている情報を政府は殆ど公表していないことについて、吉村知事は楽観視し過ぎているのではないかと批判しました。私も政府の持っている情報はしっかり開示して国民一人一人が自己防衛出来る体制を整えるべきだと思います。

さて、本年11月には『大阪都構想』の住民投票があり、本年中に衆議院の解散総選挙の可能性も高いと言われています。今度こそ住民投票で勝利し、二度と二重行政を起こさせず、東京都と並ぶ二極の大都市大阪を作り、日本の発展に繋げていきたいと考えています。

大阪においては、天下り規制、徹底した行政改革を行ってきた実績ある我々、日本維新の会が 府民・市民の皆様のご期待を裏切ることなく誠実に政治を遂行してまいりたいと考えておりますので 引き続き皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

【美延 映夫(ミノベ テルオ)プロフィール】

1961 年(昭和36 年)5 月23 日大阪生まれ 愛の恵幼稚園、豊仁小学校卒業、豊崎中学校卒業 清風高等学校卒業、神戸学院大学 法学部卒業 15 年余のサラリーマン生活を経て、平成15 年4 月大阪市会議員に初当選

日本維新の会 衆議院大阪府第4選挙区 支部長

[経歴] ・大阪市会議員(平成15年より連続当選4回) ・大阪維新の会 市会議員団幹事長(2期)

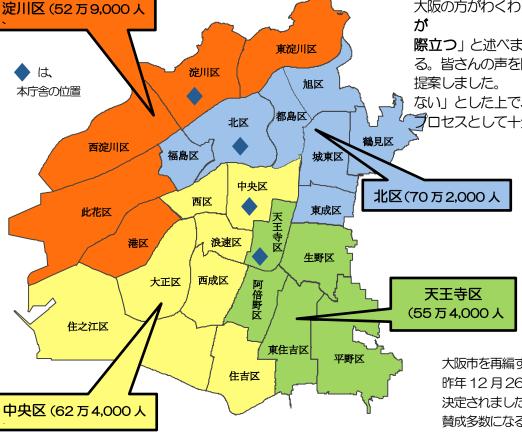
- ・大阪市会議長(第 109 代) ・大阪市監査委員、大阪市会運営委員長、大阪市会建設港湾委員長、 大阪市会市政改革特別委員長、大阪維新の会 本部副幹事長 等歴任
- ・平成29年10月衆議院総選挙に出馬72,446票をいただくも、力及ばず惜敗(惜敗率90.4%)

「大阪都構想」

「都」という名称

松井市長は1月22日の定例記者会見で「メトロポリス(都)と呼ばれる 大阪の方がわくわく感が出る。名称を都に変えた方が東京と大阪という二極 が

際立つ」と述べました。一方で「名前を変える必要はないという人もたくさんいる。皆さんの声を聞くというのは、より民主的なやり方だ」と述べ、住民投票を提案しました。 また、吉村知事は「今の段階で府を都に変えるとはまだ言えない」とした上で、「議会や知事の判断だけで名称変更というのは民主的なプロセスとして十分ではない。府民の皆さんの賛否をとることが大事だ」と



大阪都構想で想定される流れ

2020年 1月 協定書案の作成を開始

4月 市民が参加する出前協議会
の実施(4回)

4~6月 協定書案をとりまとめ
9月上旬 府・市両議会で議決
11月上旬 住民投票(大阪市民対象)

2025年 1月 賛成多数なら

大阪市を再編する「大阪都構想」の制度案をつくる大阪府・大阪市の法定協議会が 昨年12月26日に採決され、大阪維新の会と公明党の賛成多数で制度案の大枠が 決定されました。今年11月上旬にも大阪市民対象の住民投票が再び行われ、 賛成多数になると、2025年1月1日に大阪市は政令市で初めて廃止され、 4特別区が新設されます。

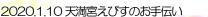
2020,2,2

都島区小学校での餅つき大会訪問





桜ノ宮駅での朝活(大西議員と) 偶然、井戸前市議とお会いしてパチリ!





都島駅での朝活(魚森議員と) 1月最後の朝は3℃でした

2020.2.1 福島区内街宣活動(坂議員と) 各所で貴重なご意見を

特別区に移行



2020.1.30 今福鶴見駅での朝活





2020.2.2 毎年恒例の北天満地域 「大根炊き」でご挨拶。



1.21 北野られあい喫茶訪問



1.21 豊崎東ふれあい喫茶訪問

